

「DVD-ROM公報仕様変更(案)」に対して寄せられた御要望等の概要とこれらに対する考え方

寄せられた御要望・御意見等は、項目ごとに分けた上、適宜集約いたしております。

1. 国際公開パンフレット、国際公開パンフレットコレクトバージョンの全頁掲載及びイメージサイズ縮小の廃止について

【Q 1】

「再公表特許の国際公開パンフレットコレクトバージョンについては図面部分を除き全頁掲載を継続する。」とあるが、再公表の国際公開パンフレットコレクトバージョンも掲載不要と考える。

コレクトバージョンは、内容的に通常の詳細書部分と重複しておりデータの二重持ちとなること、また、国際公開パンフレット(コレクトバージョン)を掲載しないことで、公表公報と再公表のフォーマットの統一が図れる。

A:

再公表特許における国際公開パンフレットコレクトバージョンの扱いにつきましては、御指摘の趣旨を踏まえまして、図面以外の部分(配列表及び明細書、請求の範囲など)につきましても、対象となる箇所に反映させ国際公開コレクトバージョンのぶら下げ編集(全ページ掲載)を行わないことにし、仕様の変更を行います。

同様に、特許協力条約第19条補正書コレクトバージョン、特許協力条約第34条補正書コレクトバージョンにつきましても、当該補正書の対象となる箇所に訂正内容を反映するようにいたします。

2. TIFF及びJPEGイメージデータの縮小について

【Q 2】

現在の公報レイアウトは、紙面構成の一律化により頁数が無意味に増加していると思われる。

図面レイアウトは1/4にこだわらず、より効率化が図れるレイアウトがあれば、それにすべきである。(例:1/6レイアウトなど)

A:

TIFFイメージの1/4縮小レイアウトはスクリーニング効率を考慮し、ページ数を抑え、利用しやすくするためのものです。

縮小サイズについては1/4が限界と考えております。

3. TIFF及びJPEGイメージデータの解像度について

【Q 3】

図面データに関して画面上でサーチする場合に、2004年公開分からは、非常に画質が汚く、判別がつき難いものが多くなっています。画質を昨年までのSGML公報と同一にまで持っていくことは不可能なのでしょうか。

A:

今回の仕様変更(第2版)に当たり、利用者のニーズへの対応を重視して、イメージデータの質を確保し、かつ、利便性の高い公報の提供を図るため、次のようなイメージデータの品質確保策を講じました。

ア)可能な限り出願時の解像度を維持する。

イ)データの圧縮は基本的に行わない。

これにより、イメージデータの画質の向上が図られるものと考えます。

【Q 4】

USAPAT(遡及分)やEP-ACCESSのように他の特許庁で採用している2層記録のDVDは採用しないのでしょうか。

A:

「片面2層方式」については、ユーザ側におけるサーバが対応できない、DVD-Rがない等の問題、さらに容量の増加への対処等を考慮すれば、根本的な解決にはならず時期尚早と判断しております。

【Q 5】

解像度については、「一律に200dpiで掲載を行う」を継続すべきである。

JPEGの必要がない図面をJPEGで出願したり、不要な400dpi出願が増加したり、出願人側機器設定のJPEG固定や400dpi固定の通常運用が行われた結果と考えられるが、公報サイズが増加し容量問題が再浮上する。何らかの歯止めが必要である。

A:

解像度については、200dpiを基本に考えておりましたが、実際の動向はほとんどが200dpiを超えるものであり、300dpi、400dpiが主流になっております。「オリジナルイメージデータの添付」の廃止を維持する代わりに、解像度については、できるだけオリジナルのイメージを損なわないように出願時のまま収録いたします。

また、容量面からの図面等イメージデータ作成の適正化については、出願人・代理人への協力要請を的確に行ってまいります。

4. PDFファイルの取扱いについて

【Q 6】

PDFファイルの利用者は大勢見込まれますが、使用するソフトのバージョンに依存して、原本通りに表示されない場合があることを周知する必要がありますと考えます。

A:

御意見のとおり、本件の事象につきましては、ホームページ等によりお知らせいたしました。
(平成16年7月23日ホームページ掲載「DVD-ROM 公報に関する各種お知らせ」2.を参照)

5. 文字コードについて

【Q 7】

旧Xフォーマットによる手続分の半角文字が全角文字で掲載されているが、半角文字のまま公報掲載する措置を行われたい。

A:

御要望の趣旨を踏まえ、旧Xフォーマットによる手続分の半角文字表記についても、XMLファイル下において英数字等許容する範囲で半角文字表記を実現する仕様に変更します。

6. その他

【Q 8】

最近の公報の仕様について、フロントページが出願人・代理人・発明者の順に掲載されるようになりました。代理人は出願人を代理するという観点から見れば、序列については正しいのかもしれませんが、しかし、代理人が多い場合、発明者が最終ページに記載されてしまうケースがかなり見受けられます。代理人は最後に記載されるべきではないでしょうか。

A:

DVD-ROM公報の発行分から公報フロントページの出願人、代理人、発明者情報の掲載順序を一部変更いたしました。掲載順を変更することにより、出願人と代理人の代理関係を明確にしたものです。併せて、代理人が2人以上選任されている場合には、すべての代理人を掲載することといたしました。御理解の程、お願いいたします。

なお、発明者は、検索キー項目になっているため、最終ページに編集される場合であっても、検索には支障はありません。

【Q 9】

利用者では一旦、発行された仕様に基づき、活用方法の工夫を行い、数々の投資を行いますので、今回十分な検討の基に変更される第2版の仕様につきましては、今後、安易に変更されることのないようお願いいたします。

A:

御要望の趣旨を踏まえ対応してまいります。

今回の仕様変更は、「DVD-ROM公報仕様第1.1版」での容量の大幅超過という要因を回避するため、収録内容を見直すとともに、イメージデータの質を確保し、かつ、利便性の高い公報の提供を基本としたものであり、今後のDVD-ROM公報のベースとなる仕様と位置付けているものです。

【Q 10】

「改正特許法及び実用新案法の施行時期と同期を取り、平成17年4月実施を想定。」とあるが、本案の内容は法改正に抵触しないため、実施時期は平成17年1月を希望する。

A:

先の通常国会におきまして、特許審査迅速化法が成立し、特許法、実用新案法等が一部改正されたことに伴い、「DVD-ROM公報仕様第1.1版」における登録実用新案公報関係の仕様等が一部変更されます。頻繁な仕様の変更を避ける上でも今般の法律改正の施行時期に合わせて実施することにしたしました。御理解の程、よろしくお願いたします。

【Q 11】

現在の公報のレイアウトルールでは、「あふれ部の開始位置は、必ず改頁を行い頁の上部から開始する。」となっている。このため、図面が頁上部で終了し下半分が余白となっても、あふれ部は次頁から開始され、不用な頁数増加となる。

「頁下部に頁面積の1/2（あるいは1/3）以上の余白部があれば、その余白部分からあふれ部の記載を開始する。」と改め、頁数の減少を図るべきである。

A:

DVD-ROM公報標準レイアウトのあふれ部の開始位置は必ず改頁を行い、ページの上から開始する仕様になっております。これは、PDF編集の際に、フロントページと2ページ目以降、それにあふれ部を加えた3タイプのページレイアウトに大別し各ページ内の文字数、行間及び余白の大きさを規定しているためです。御理解の程、お願いたします。